



平成 29 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社テンポスバスターズ
代表者名 代表取締役社長 平野 忍
(J A S D A Q ・ コード 2 7 5 1)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 毛利 聡
電話 03-3736-0319

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び 定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更等）に関するお知らせ

当社は、平成29年5月17日付「会社分割による持株会社体制への移行及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」（以下「平成29年5月17日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、平成29年11月1日（予定）を効力発生日として持株会社体制へ移行するため、本日開催の取締役会の決議に基づき、当社の営む一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。）（以下「本件事業」といいます。）を会社分割の方式により当社の完全子会社である株式会社テンポスバスターズ分割準備会社（平成29年11月1日付で「株式会社テンポスバスターズ」に商号変更予定。）に承継させる吸収分割契約を同社との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、この会社分割を「本件分割」といいます。）。

また、当社は、本日開催の取締役会において、持株会社体制への移行に伴い、平成29年7月21日開催予定の当社第25回定時株主総会に、定款の一部変更（商号及び事業目的の一部変更等）の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりあわせてお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成29年11月1日付（予定）で商号を「株式会社テンポスホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

本件分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更等）につきましては、平成29年7月21日開催予定の当社第25回定時株主総会による関連議案の承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件に実施いたします。

なお、本件分割は、当社の完全子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

平成29年5月17日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、飲食店開業に必要な厨房機器や

備品等の提案はもちろん、不動産、内装、経営支援など、飲食店経営の全てをサポートし、飲食店開業から運営のことならどんなことでも答えられるプロフェッショナル集団、“フードビジネスプロデューサー”を目指して全国展開をして参りましたが、当社グループの事業の多角化が進展する中、当社グループのさらなる成長のため、以下の目的をもって、持株会社体制へ移行し、グループ戦略機能を担う持株会社と各事業会社を分離する方針を決定いたしました。

- ① 経営環境の変化に応じて経営資源を迅速かつ最適な形で配分できるようにすること
- ② 共通業務の集約等による業務の効率化
- ③ 各事業子会社の意思決定の迅速化による戦略的かつ機動的な事業運営の推進
- ④ 監督と執行の分離を徹底させることによるガバナンス体制の一層の充実等

2. 本件分割の要旨

(1) 本件分割の方式

当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、当社の完全子会社である株式会社テンポスバスターズ分割準備会社を吸収分割承継会社（以下「承継会社」といいます。）とする吸収分割です。

(2) 本件分割の日程

分割準備会社の設立	平成29年6月1日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年6月9日
吸収分割契約締結	平成29年6月9日
吸収分割契約承認時株主総会	平成29年7月21日（予定）
吸収分割の効力発生日	平成29年11月1日（予定）

(3) 本件分割にかかる割当ての内容

本件分割に際し、承継会社は株式の割当て、その他の対価の交付は行いません。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権の取扱いについて、本件分割による変更はありません。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割に伴う当社の資本金等の増減はございません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、当社との間で締結した吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、本件事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。また、当社の本件事業に属する全従業員（パート及びアルバイトを含みます。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務については、承継会社に承継いたします。

なお、承継会社による債務の承継は、併存的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後、当社及び承継会社ともに、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されていないことから、本件分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 平成29年4月30日現在		承継会社 平成29年6月1日設立時現在		
(1) 名称	株式会社テンポスバスターズ（平成29年11月1日付で「株式会社テンポスホールディングス」に商号変更予定）		株式会社テンポスバスターズ分割準備会社（平成29年11月1日付で「株式会社テンポスバスターズ」に商号変更予定）		
(2) 所在地	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号		東京都大田区東蒲田二丁目30番17号		
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 平野 忍		代表取締役社長 平野 忍		
(4) 事業内容	飲食店向け機器販売事業		飲食店向け機器販売事業		
(5) 資本金	5億912万5千円		1億円		
(6) 設立年月日	平成4年5月29日		平成29年6月1日		
(7) 発行済株式数	14,314,800株		10,000株		
(8) 決算期	4月30日		4月30日		
(9) 大株主及び 持株比率	(有)あさしお 14.80% 森下篤史 11.64% 福島工業(株) 6.70% (株)マルゼン 3.56% 長谷川朋子 3.10% 森下壮人 3.09% 山田暁子 2.96% 森下潔子 2.94% 森下和光 2.79% テンポスバスターズ従業員持株会 1.17%		(株)テンポスバスターズ 100.00%		
(10) 当事会社間の 関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しています。			
	人的関係	分割会社の代表取締役は、承継会社の代表取締役を兼任しているほか、分割会社は、承継会社に取締役及び監査役を派遣しています。			
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、分割会社との取引関係はありません。			
(11) 最近3年間の経営成績及び財政状態					
項目	決算期	(株)テンポスバスターズ (連結)			(株)テンポスバスターズ 分割準備会社(個別)
		平成27年 4月期	平成28年 4月期	平成29年 4月期	平成29年6月1日現在
純資産(百万円)		6,205	7,473	8,705	100
総資産(百万円)		10,191	11,569	12,566	100
1株当たり純資産(円)		458.50	550.63	633.41	10,000
売上高(百万円)		23,594	27,111	27,469	
営業利益(百万円)		1,839	2,014	2,154	

経常利益(百万円)	1,873	2,126	2,231
当期純利益(百万円)	1,044	1,242	1,039
1株当たり当期純利益(円)	73.96	98.59	87.79
1株当たり配当金(円)	6.00	7.00	8.00

(注) 承継会社につきましては、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社の営む一切の事業（ただし、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業を除きます。）

(2) 分割する部門の経営成績（平成29年4月期）

	分割事業実績 (a)	当社単体の実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	11,968	11,996	99.77%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成29年4月30日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価格(百万円)	項目	帳簿価格(百万円)
流動資産	3,270	流動負債	1,474
固定資産	369	固定負債	0
合計	3,640	合計	1,474

(注) 上記金額は平成29年4月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となります。

5. 本件分割後の状況（平成29年11月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社テンポスホールディングス	株式会社テンポスバスターズ
(2) 所在地	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号	東京都大田区東蒲田二丁目30番17号
(3) 代表者の 役職・氏名	未定	代表取締役社長 平野 忍
(4) 事業内容	当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業並びにグループ運営に関する事業	飲食店向け機器販売事業
(5) 資本金	5億912万5千円	1億円
(6) 決算期	4月30日	4月30日

6. 今後の見通し

承継会社は当社の完全子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本件分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は

関係会社からの配当収入、経営指導料収入等が中心となり、また、費用は持株会社としての運営機能に係るものが中心となる予定です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の理由

平成29年11月1日(予定)に持株会社体制へ移行することに伴い、当社定款第1条に定める当社の商号を「株式会社テンポスホールディングス」に変更し、当社定款第2条に定める当社の事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本件分割の効力発生を条件として、本件分割の効力発生日(平成29年11月1日予定)に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りです。

(変更箇所のみ抜粋して記載しております。下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社テンポスバスターズ</u> と称し、英文では、 <u>TENPOS BUSTERS Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社テンポスホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>TENPOS HOLDINGS Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店、仕出し給食等フードサービス業向け厨房機器の新品及び中古品の再生販売及び賃貸 (2) 店舗用テーブル、椅子、カウンター等及び店内装飾品等の再生販売及び賃貸 (3) 店舗の内装工事及び建築資材の販売 (4) 衣料、 <u>貴金属</u> 等生活用品の販売 (5) 産業廃棄物収集運搬業 (6) 宅地建物取引業 (7) 飲食店経営及び食品の販売 (8) 介護用品の販売	(目的) 第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、 <u>組合(外国における組合に相当するものを含む)</u> その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、 <u>当該会社等の事業活動を支配又は管理すること</u> 及びこれに付帯又は関連する事業を営むことを目的とする。 (1) 飲食店、仕出し給食等フードサービス業向け厨房機器の新品及び中古品の再生販売及び賃貸 (2) 店舗用テーブル、椅子、カウンター等及び店内装飾品等の再生販売及び賃貸 (3) 店舗の内装工事及び建築資材の販売 (4) 衣料 <u>及び貴金属</u> 等生活用品の販売 (5) 産業廃棄物収集運搬業 (6) 宅地建物取引業 (7) 飲食店経営及び食品の販売 (8) 介護用品の販売 (9) 労働者派遣業

<p>(9) 労働者派遣業 (10) 有料職業紹介事業 (11) <u>パーソナルコンピュータ・オフィスオートメーション機器の買取・販売</u> (12) 損害保険代理店業 (13) コンピューター、ソフトウェア、<u>事務用機械器具の販売及び賃貸</u> (14) 前各号に<u>付帯する</u>一切の業務</p> <p><u>第3条～第36条 <省略></u></p>	<p>(10) 有料職業紹介事業 (11) <u>パーソナルコンピュータ・オフィスオートメーション機器の買取及び販売</u> (12) 損害保険代理店業 (13) コンピューター、ソフトウェア<u>及び事務用機械器具の販売及び賃貸</u> (14) 前各号に<u>付帯関連する</u>一切の事業 <u>2 当社は、前項各号に定める事業及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p><u>第3条～第36条 <現行通り></u> <u>(附則)</u> <u>第1条 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、平成29年11月1日をもって効力が生じるものとする。</u> <u>第2条 前条及び本条の規定は、前条の変更の効力発生をもって自動的に削除されるものとする。</u></p>
---	--

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会
定款変更のための効力発生日

平成29年7月21日（予定）
平成29年11月1日（予定）

以上